とくていぎのういちごう特定技能 | 号

いんしょくりょうひんせいぞうぎょうぎのうそくていしけん飲食料品製造業技能測定試験

がくしゅうよう 学習用テキスト だい ぱん ねん がつ 第3版(2022年3月)

いっぱんざいだんほうじんしょくひんさんぎょう 一般財団法人食品産業センター

<はじめに>

いんしょくりょうひん いんりょう しょくりょうひん ※飲食料品とは、飲料と食料品のことです。

このテキストでは、飲食料品製造の基本的な考え方にもとづいて、仕事にひつよう ちしき ぎのう ほか きほんてき ようご 必要な知識や技能の他に、基本的な用語なども紹介しています。 職場によっては、やり方や用語などがこのテキストと違うかもしれませんが、その場合は、 しょくば 場のやり方に従ってください。やり方や用語が違っても、基本的な考え方は同じです。

ŧ	<	じ

<はじめに>	1
もくじ	2
だいいっしょう しょくひんあんぜん ひんしつかんり き そ 第一章 食品安全、品質管理の基礎	6
- あんぜん しょくひん つく I. 安全な食品を作る	7
あんぜん しょくひん つく 2.安全な食品を作るための全体像	8
しょくちゅうどく 3. 食 中 毒	9
しょくちゅうどく (I) 食 中 毒とは	
st しょくちゅうどく (2)主な食中毒	
しょくちゅうどく ょ ぼう (さんげんそく (3) 食 中 毒予防の3原則	
で せいぶっ - ぞうしょく 4. 微生物の増殖	17
び せいぶつ そうしょく みっ よう そ (I)微生物が増殖する3つの要素	
(2)微生物が増殖する速さ	
び せいぶつ でうしょく つふせ 5.微生物の増殖を防ぐために	18
(1)温度の管理	
* ねっ しょくひん ぱ あい (2)カビ ~加熱できない食品の場合~	
きぐ そうち きかい かんり (3)器具・装置・機械などの管理	
かんさつ きろく ほうこく (4)観察・記録・報告	
だいに しょう いっぱんえいせいかん り き そ 第2章 一般衛生管理の基礎	20
ー さぎょうじょう はい 1.作業場に入るまえに	21
けんこうかん り こえいせいかん り (I) 健康管理と衛生管理	
(2)作業の服装	
さぎょうふく ちゃくよう じゅんじょ (3)作業服を着用する順序	
(4)作業場に入るまえに	
^{てあら} (5)手洗いの方法	
さ ぎょうじょう 2.作業場で	26
(I) 作業のまえに	
(2)作業中の注意事項	

いとでき しょくひん お せん ふせ (3) 意図的な 食 品汚染を防ぐ	
(4)新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防	
だいさんしょう せいぞうこうていかんり き そ 第3章 製造工程管理の基礎	34
」 原材料の管理	35
き ほんてき かんが かた (I) 基本的な考え方	
(2) 受入れ検査	
(3)原材料・仕掛品(中間製品)の保管	
せいぞうこうてい かんり ちゅうい じこう	37
^{かねつこうてい} (1)加熱工程	
れいきゃくこうてい (2)冷却工程	
とうけっこうてい (3) 凍 結 工 程	
(4)包装工程	
3. 製品の管理	39
(I) 製品の微生物検査	
(2)製品の保管管理	
(3)保管サンプルの管理	
(4)輸送時の温度の管理	
4. アレルギー食品の管理	41
(I) 管理の対象となるアレルギー食品	
(2) 交差汚染の防止	
1 2 / 久 左 / 木 の l/	43
り、 架削の官埕 せんよう ほかんぱしょ (Ⅰ)専用の保管場所	43
(1) 専用の保官場所 (2) 入 出庫台帳の記録	
(2) 入 出 庫 台 帳 の 記 球 (3) 容器 の 工 夫	
(3) 谷品の上大	

30

(3)作業のあとで

(2)異物混入の問題と管理

3. その他

で エスかつどう (I) 5 S 活動

だいよんしょう ハサップ せいぞうこうてい えいせいかん り 第4章 HACCPによる製造工程の衛生管理	44
I. HACCPとは	45
a. 3つの危害要因	46
ハサップ なな げんそく 3.HACCPの7つの原則	47
t ぎょうげん ば ハサップ じっせん 4.作業現場でのHACCPの実践	48
じゅうようかん り てん かくにん (I) 重 要管理点の確認	
かんり きじゅん せっていち かくにん (2)管理基準の設定値の確認	
(3) 重要管理点の監視(モニタリング)	
(4)モニタリング結果の記録と保管	
だい ご しょう ろうどうあんぜんえいせい 第5章 労働安全衛生	51
^{ろうどうあんぜんえいせいほう} 1.労働安全衛生法	52
(I) 働く人達	
じ ぎょうしゃ (2)事業者	
************************************	53
^{ただ} ふくそう (1)正しい服装	
(2)保護具	
3. 作業 手順	54
さぎょうて じゅん かくにん (1)作業手順の確認	
(2)安全な作業のために	
4. 労働災害	55
(Ⅰ)経験と労働災害の関係	
(2) その他の主な労働災害	
5. 主な労働災害の予防	57
(1)「はさまれ・巻き込まれ」の予防	
(2)「転倒」の予防	
(3)「切れ・こすれ」の予防	
(4)「熱中症」の予防	
(5)「腰痛症」の予防	
。	63

7. 労働災害や異常事態への対応 (I) 労働災害や異常事態を自分が見つけたとき	64
(2)訓練	
8.「かもしれない」という意識	65
で エスかつどう	66
<おわりに>	67
t p j い じ z j 注 意事項	68

だいいっしょう しょくひんあんぜん ひんしつかんり き そ 第一章 食品安全、品質管理の基礎

あんぜん しょくひん つく 1.安全な食品を作る

しょくひんこうじょう しょうひしゃ あんしん 食品工場は、消費者が安心して、おいしく食べられる食品を作らなければなりません。

 <td rowspan="2" color black to the c

あんぜん しょくひん せいぞう ひしゃ けんこうしょうがい ま 安全な食品とは、消費者に健康障害が起こらないように、安全に気をつけて製造した食品のことです。安全でない食品を作って売ると、それを食べた人が病気になったりして、健康障害が起こります。その結果、消費者の不信がん おお しょうひん う たん たちの職場、つまが大きくなって、商品が売れなくなります。そして、私たちの職場、つまり、会社の信用がなくなるだけでなく、社会全体に大きな影響を与えます。





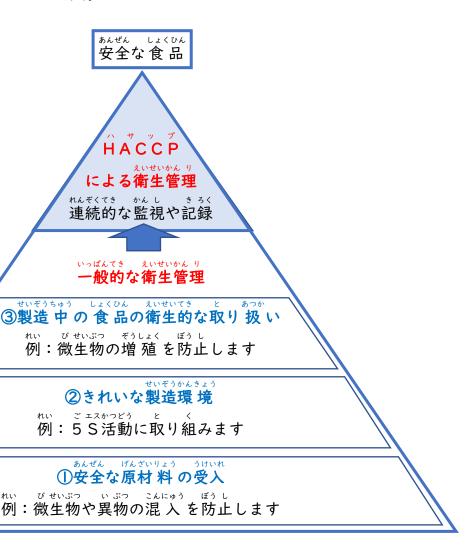
あんぜん しょくひん つく ぜんたいぞう 2.安全な食品を作るための全体像

あんぜん しょくひん つく いっぱんてき えいせいかんり ハサップ えいせいかん 安全な食品を作るためには、「一般的な衛生管理」と、「HACCPによる衛生管 り りょうほう ひつよう 理」の両方が必要です。

いっぱんてき えいせいかんり あんぜん げんざいりょう うけいれ 「一般的な衛生管理」では、①安全な原材料の受入、②きれいな製造環境、

つ かさ あんぜん しょくひん つく げんば かんり 管理」を積み重ねて、安全な食品を作る現場を管理します。

あんぜん しょくひん つく <安全な食品を作るための全体像>



第 | 章 食品安全・安全管理の基礎

3. 食中毒

(|) 食中毒とは

しょくちゅうどく からだ ゆうがい 食 中毒は、体に有害なものを含む食品を食べたことが原因の健康障害です。主な症状は発熱や下痢などですが、症状が重いときは死ぬこともあります。食 中毒の原因は、細菌やウイルスなどの微生物や、化学物質などです。 このテキストでは、微生物が原因の主な食中毒について紹介します。

た す の す が な が な が な が な か が 痛 く な っ た り 、 下 痢 を し た り す る こ と も あ りますが、 これは 食 中 毒 と は 言 い ま せ ん 。

st しょくちゅうどく (2)主な食中毒

びせいぶつ げんいん しょくちゅうどく つぎ ぶんるい 微生物が原因の食中毒は、次のように分類します。

 どく そ がた
 しょくちゅうどく

 A 2 : 毒素型の食中毒

B:ウイルスによる食中毒

第 | 章 食品安全・安全管理の基礎

さいきん しょくちゅうどく A:細菌による食中毒

hhtthがた しょくちゅうどく
A:感染型の食中毒

けんこうしょうがい り、体の細胞を破壊したりして、健康障害が起こります。

^{さいきん} 細 菌	原因になりやすい食品
まょうかんしゅっけっせいだいちょうきん オーいちごーなな 腸管出血性大腸菌(0-157など)	* さぃ しょくにく ぎゅうにく ぃ どみず 野菜、食肉(牛肉)、井戸水など
サルモネラ属菌	* さい しょくにく とりにく けいらん 野菜、食肉(鶏肉)、鶏卵など
カンピロバクター属菌	食肉(鶏肉)
腸炎ビブリオ	海水にいる魚介類、刺身、寿司など

○主な症状

	^{はっねっ} 発熱	ふくつう 腹痛	下痢	_{けつべん} 血便
まょうかんしゅっけっせいだいちょうきん オーいちごーなな 腸管出血性大腸菌(0-157など)		0	◎ はげしい	0
ディきん サルモネラ属菌	0	0	0	
カンビロバクター属菌	0	0	0	
^{ちょうえん} 腸炎ビブリオ		0	◎ はげしい	

おも よ ぼうたいさく ○主な予防対策

- ちょう り き ぐ せんじょう
- ・調理器具などを洗浄します。
- ・食品は、中心部まで十分に(75℃以上、 I 分以上)加熱します。
 ・魚介類は、流水でよく洗浄します。(腸炎ビブリオの場合)

第1章 食品安全・安全管理の基礎

どくそがた しょくちゅうどく A 2 : 毒素型の食中毒

世のきん しょくひん なか ふ どく そ つく にんげん どく そ ふ しょく 細菌は、食品の中で増えて、毒素を作ります。人間がその毒素が増えた食 ひん た と 健康障害が起こります。

^{さいきん} 細菌	原因になりやすい食品
まうしょく 黄色ブドウ球菌	て ゆび きず ひと ちょうり しょくひん 手や指に傷のある人が調理した食品
	おにぎり、寿司、弁当など
ボツリヌス菌	かんづめ
ウェルシュ菌	たいりょう ちょうり しつおん ほぞん しょくひん 大量に調理したあと、室温で保存した食品
	肉類や野菜類の煮物、カレー、シチューなど
セレウス菌	こめ こ むぎ つか ちょうり しょくひん 米や小麦などを使って調理した食品
	弁当、炒飯、ピラフ、パスタなど

うまな 症 状

	せき気	おう吐	こ きゅうこんなん呼吸困難	ふくつう 腹痛	下痢
まうしょく 黄色ブドウ球菌	0	0		0	
ボツリヌス菌	0	0	0		
ゥェルシュ菌 ウェルシュ菌				0	0
セレウス菌(おう吐型)	0	0			
セレウス菌(下痢型)				0	0

*ボツリヌス菌では、呼吸困難などで死ぬこともあります。

第 | 章 食品安全・安全管理の基礎

おうしょく

黄色ブドウ球菌 て ゆび きず ひと ちょうり 手や指に傷のある人は、調理しないようにします。

毒素は加熱しても死なないので、細菌が毒素を作らないように、食品を低温 ^{たも} に保ちます。

ボツリヌス菌

さいきん ねつ つよ 細菌は、熱に強い芽胞(※)の状態になります。

かんづめ しんくう しょくひん どいじょう ぷんいじょう かねっ 缶詰や真空パック食品などは、120℃以上で、4分以上、加熱します。

ウェルシュ菌

細菌は、熱に強い芽胞の状態になります。

l00℃、 l 時間の加熱でも、芽胞は死にません。

調理したらすぐに食べるか、または、すぐに20℃以下に冷却して保存し ます。

セレウス菌

が ほう 細菌は熱に強い芽胞の状態になります。

90℃、Ⅰ時間の加熱でも芽胞は死にません。

ちょう り 調理したらすぐに食べるか、または、すぐに低温に冷却して保存します。

つうじょう さいきん ※芽胞:殼を被った細菌の種のようなものです。通常の細菌は熱で死にます ねっ かんそう さいきん そだ かんきょう いちぶ さいきん がほう っくが、熱や乾燥などで細菌が育ちにくい環境になると、一部の細菌は芽胞を作 って生き残ります。細菌が育ちやすい環境に戻ると、芽胞から通常の細菌に 戻って増殖を始めます。

B: ウイルスによる食 中毒

しょくちゅうどく しょくちゅうどく げんいん 食中毒の原因になるウイルスの多くはノロウイルスです。牡蠣などの二枚 ひと ちょうり 貝に存在しています。また、ノロウイルスに感染した人が調理すると、手や 指から食品へウイルスが移ります。ノロウイルスは、少なくても感染力が強 いため、集団感染が起こりやすいのが特徴です。

ウイルス	原因になりやすい食品
ノロウイルス	牡蠣などの二枚貝

- おも しょうじょう ○主な症 状
- はつねつ
- ・発熱
- ・おう吐
- ふくつう
- ・腹痛
- げり ・下痢
- おも よ ぼうたいさく ○主な予防対策
- ・手洗いを徹底します。
- しょくひん あつか ・下痢の症状がある人は、食品を扱わないようにします。
- ちょう り き ぐ せんじょう さっきん
- ・調理器具などの洗浄と殺菌を行います。
- しょくひん ちゅうしんぶ じゅうぶん ど いじょう びょういじょう かねっ・食品は、中心部まで十分に(85℃~90℃以上、90秒以上)加熱します。

しょくちゅうどく ひ お おも さいきん 食 中毒を引き起こす主な細菌とウイルス (9~13ページのまとめ)

33.7 8	T v. v.		1.7 . 3.1. 3	154 150 54 150
がんるい 分類	さいきん 細菌または	ばんいん 原因になりや	^{おも しょうじょう} 主な 症 状	まも よぼうたいさく 主な予防対策
	ウイルス名	すい食品		
かんせんがた感染型	ちょうかんしゅっ 腸管出	ゃさい 野菜	激しい下痢	しょくざい ちゅうしんぶ じゅうぶん かねっ食 材は、中心部まで十分に加熱し
の食	けつせいだいちょう 血性大腸	しょくにく ぎゅう	_{けつべん} 血便	ます。 いじょう ぶんいじょうかねつ
ちゅうどく 中毒	^{きん} 菌(0-157 な	肉)	ふくつう 腹痛	75℃以上、1分以上 加熱します。
	ど)	ぃ どみず 井戸水など		まょうりきぐ せんじょう 調理器具などを洗浄します。
	サルモネラ ぞくきん	野菜	ザリ 下痢	しょくざい ちゅうしんぶ じゅうぶん かねっ食 材は、中 心部まで十分に加熱し
	属菌	しょくにく とりにく 食肉(鶏肉)	ふくつう 腹痛	ます。
		けいらん 鶏卵	^{はつねつ} 発熱	いじょう ぶんいじょうかねつ 75℃以上、I分以上加熱します。
		など		ちょうり き ぐ せんじょう 調 理器具などを洗 浄 します
	カンピロバ	食肉(鶏	下痢	しょくざい ちゅうしんぶ じゅうぶん かねつ食材は、中心部まで十分に加熱し
	クター ぞくきん 日 苦	肉)	ふくつう 腹痛	ます。 いじょう ぷんいじょうかねつ
	属菌		^{はつねつ} 発熱	75℃以上、1分以上加熱します。 しまようりきぐ せんじょう
				調 理器具などを洗 浄 します
	まょうえん 腸 炎ビブ	かいすい ぎょかい 海水の魚介	激しい下痢	しょくざい ちゅうしんぶ じゅうぶん かねつ食材は、中心部まで十分に加熱し
	リオ	類、刺身、	ふくつう 腹痛	ます。 いじょう ぷんいじょうかねつ
		_{すし} 寿司など		75℃以上、1分以上加熱します。 ぎょかいるい まみず せんじょう
				魚介類は真水でよく洗浄 することが
どく そ がた	おうしょく	きずひと	はけ	大切です。 かねつ きん つく どくそ ぶんかい
毒素型の	黄色ブド	傷のある人の	吐き気	加熱しても菌が作った毒素は分解しま
食中	きゅうきん ウ 球 菌	で ちょうり 手で調理さ	おう吐	せん。 しょくざい ていおん じょうたい たも どくそ つく
^{どく} 毒		れたもの おにぎり	源係	食 材を低温の 状 態に保ち、毒素を作しらせないようにします。
		あにさり _{すし} 寿司		っとないようにします。 て
		べんとう		にします。
		弁当 など		
	ボツリヌス	かんづめ 缶詰	はけせ気	さいきん ねつ つよ がほう じょうたい 細菌は熱に強い芽胞(※) の状態にな
	きん 菌	_{づめ} びん詰	おう吐	ります。
		しんくう 真空パック	こ きゅうこんなん 呼吸困難	かんづめ しんくう しょくひん 缶詰や真空パック 食 品などは 120℃以
		しょくひん	など	じょう ふんいじょう じゅうぶんかねっちょうり 上、4分以上で十分加熱調理しま
		など	し ばか 死ぬ場合も	す。
			あります。	

	ウエルシュ *¼ 菌	に肉が類が大り理。たに煮力ない類をりま量。保保が品でいた。 にぞ存ひ品でいる期ででいる。 これではののではない。 これでは、 こ	がくつう 腹 げ 下痢	## 対した はで なようにしま す。 *** 100℃で 時間の加熱でも芽胞は生き残ります。 *** 100℃で 時間の加熱でも芽胞は生き残ります。 *** 100℃で 時間の加熱でも芽胞は生き残ります。 *** 100℃で 時間の加熱でも芽胞は生き残ります。 *** 100℃で 時間の加熱でも芽胞は生き残ります。 *** 100℃で 日本の
	セレウス菌	米 をり埋ひ品 ベ弁も炒 ピパなやが使 さいょう当は飯 フタ ななは調は食	吐 お を の if 下 ぶ腹 を のき う s起 り痢っ痛 s起気と吐 こ す す す す も	細菌は熱に強い芽胞の状態になります。 90℃、 時間の加熱でも芽胞は生き残ります。 ちょうり ご はや ていおん れいきゃく または、調理後は早く低温に冷却または、調理後は早く低温に冷却し、保存することなどが必要です。
ウはくなり中	ノロウイルス	が牡 t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	げ下と吐は発 し り痢、が腹 を おう痛 a を す。	しょうりょう かん かん かん で 調理などを通じ感 せん 染します。 げり ある人は 食品を 扱わないよう にします。 であらい を 徹底し、 調理器具をなどの洗 きょうと殺菌を 行います。 まゅうじんぶます。 しょくざい ます。 しょくざい ます。 しょくざい や 心部まで 十分に加熱します。 85℃~90℃以上、90秒以上加熱します。

lu(5ゅうどく は ぼう さんげんそく (3)食中毒予防の3原則

①つけない

#いけっ しょくひん び せいぶっ ま せん ま せん 清潔な 食 品に微生物をつけない、つまり、汚染させないことが大切です。 じぶん けんこうかんり まいせいかんり せいけっ はずか 自分で健康管理と衛生管理をして清潔にしていれば、 難 しくありません。

- ・作業場をいつも清潔にしておきます。
- ・作業場に外から細菌を入れないように、手洗いを徹底します。
- ・下痢をしたときは、必ずすぐに 職 場の責任者に報告します。細菌やノロウ しょくひん しょくちゅうどく げんいん き けん イルスが 食品について、食 中毒の原因になる危険があります。
- ・作業で使う器具・装置・機械などを、いつも清潔にしておきます。
- ・加熱するまえの食品と、加熱したあとの食品が、接触しないように、分けて管理します。

②増やさない

びせいぶつ おんど すいぶん えいようぶん げんいん ぞうしょく でせいぶつ ふ 微生物は、温度、水分、栄養分などが原因で増殖します。微生物を増やさないために、冷凍、冷蔵、乾燥などの方法があります。

- しょくひん てきせつ おんど ほかん ・食品は、適切な温度で保管します。
- * haっ しょくひん れいきゃく
 ・ 加熱した食品を冷却するときは、できるだけ速くします。
- れいとうこ れいぞうこ てきせつ おんど かんり・冷凍庫や冷蔵庫は、適切な温度で管理します。
- ・作業で使った器具・装置・機械などは、よく汚れを落として、十分に乾燥 させます。

③殺す(やっつける)

せっきん びせいぶつ ころ しょくちゅうどく ょぼう もっと こうか ほうほう 殺菌(微生物を殺すこと)は、食中毒の予防で最も効果がある方法です。 さっきん ほうほう さっきんざい ただ ちしき み てきせつ さっきん

- ・殺菌の方法や殺菌剤について正しい知識を身につけて、適切に殺菌します。
- ・殺菌のために食品を加熱するときは、適切な温度と時間で行います。

び せいぶつ ぞうしょく 4. 微生物の増殖

びせいぶつ ぞうしょく みっ ようそ (I) 微生物が増殖する3つの要素

おんと

ー般的に、微生物は30℃から40℃の間で急に増殖します。一方、4℃以下ではんで、微生物は30℃から40℃の間で急に増殖します。一方、4℃以下の低温や、60℃以上の高温では、微生物はほとんど増殖しません。

②水分

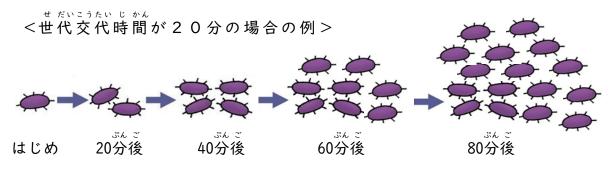
微生物は、水分があると増殖します。

③栄養

びせいぶつ はいよう とく さかな すいさん 微生物は、たんぱく質などを栄養にして増殖します。特に、魚などの水産 ぶつ すいぶん えいよう おお びせいぶつ そうしょく しょくひん 物は、水分も栄養も多いので、微生物が増殖しやすい食品です。

(2) 微生物が増殖する速さ

微生物の数は、一定の時間(※)がたつと、2倍に増殖します。さらに同じ長さの時間がたつと、さらに2倍、つまり、最初の4倍に増殖します。そのあとも、同じ長さの時間がたつと、微生物の数は、最初の8倍、16倍、32倍と、どんどん増殖します。



第 | 章 食品安全・安全管理の基礎

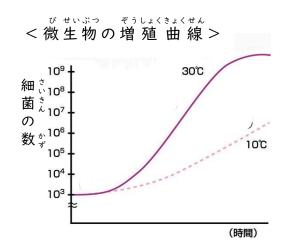
- び せいぶつ ぞうしょく ふせ 5. 微生物の増殖を防ぐために
- (1)温度の管理

かねっ

②冷却

がせいぶつ とく かいだ ぞうしょく 微生物は、10℃から60℃の間で増殖します。特に、30℃から40℃の間でい ない まや でうしょく ちばん速く増殖します。

食品を加熱したあと、長い時間、室温で置くと、食品の温度はゆっくり下がります。そのため、微生物が増殖しやすい温度の時間が長くなります。食いた。かんなります。食いた。かんなります。食品を加熱したあと、できるだけ速く冷却することが重要です。



③食品の温度管理と冷蔵庫

あるの微生物は、4℃以下ではほとんど増殖しませんが、冷却しても、完 せん 全には死にません。そのため、冷蔵庫の中に保存していた食品を外に出した あと、長い時間、室温で置くと、食品の温度が上がって、微生物が増殖しは じめます。

また、冷蔵庫の中の温度も重要です。冷蔵庫のドアを開けると、冷蔵庫の なか、おんど、また、 中の温度が上がりますから、ドアを開ける時間をできるだけ短くします。

カビも微生物の一つです。カビの胞子はどこにでも存在していて、完全になくすことはできません。カビの中には、食品製造に必要なカビもありますが、はんたい しょくちゅうとく げんいん きけん 反対に、食中毒の原因になる危険なカビもあります。そのような危険なカビが増殖しないようにすることが重要です。

まめ、こくるい、やさい、くだもの 豆、穀類、野菜、果物などは、一般的に、微生物を殺すための加熱ができないので、保存中にカビが増殖しやすくなります。保存するときは、温度や湿度が管理できる場所に保存します。また、カビは、見えなくても増殖していることがありますから、原材料として使うときは、決められた方法で洗ってから使います。

(3) 器具・装置・機械などの管理

作業に使った器具・装置・機械などに汚れが残ると、微生物が増殖するための栄養になります。また、水分が残ると、この水分も、微生物が増殖する
がないよう
原因になります。器具・装置・機械などを使ったあとは、決められた方法で洗ってから、水分が残らないように乾燥させます。

しょくひん せいぞう 食品の温度や加熱時間などを、決められた方法で観察して記録することが重要です。もし、温度や時間に異常があったら、すぐに責任者に報告して、製造を中止しなければなりません。そのときの食品は「不できごうひん ですから、責任者の指示に従って処理します。処理したあとに、製造をもう一度始めるときは、温度や時間が正しいかを確認します。

だいにしょう いっぱんえいせいかんり き そ 第2章 一般衛生管理の基礎

さぎょうじょう はい 1.作業場に入るまえに

(|) 健康管理と衛生管理

はたら ひと けんこうかんり えいせいかんり あんぜん しょくひん せいぞう じゅうょう 働く人の健康管理と衛生管理は、安全な食品を製造するためにも重要です。 けんこうかんり

①健康管理

でようき 病気にならないように、自分でしっかり健康管理をします。次のような症 たいちょう わる かなら じぶん しょくば せきにんしゃ ほうこく 状があって体調が悪いときは、必ず自分の職場の責任者に報告して、指示に従います。

- ^{はつねつ ねつ} ・発熱(熱がある)
- ・咳が出る
- ・のどが痛い
- ・気持ちが悪い
- ・腹痛(おなかが痛い)
- ・下痢



②衛生管理

いつも清潔に気をつけて、自分でしっかり衛生管理をします。

- ・風呂やシャワーを使って、体を清潔にします。
- ・定期的に頭髪を洗います。2日に1回が目安です。
- ・爪などを伸ばさないようにします。
- ・手などに、やけどやケガをしているときは、必ず自分の職場の責任者に報 さく 告して、指示に従います。

さ ぎょう ふくそう (2)作業の服装

- とうはつ ・長めの頭髪は、ゴムなどでたばねます。
- ・爪は短く切ります。マニキュアはつけません。
- ・イヤリング、ネックレス、指輪などの装飾品や、腕時計はつけません。
- こうすい ・香水はつけません。

ぼう し ②帽子、マスク

- ・帽子、マスクは、清潔なものを決まり通りに正しく着用します。
- ・帽子をかぶるまえに、内側にネットをかぶります。頭髪がネットから出ない ようにします。

さ ぎょうふく ③作業服

- さ ぎょうふく ・作業服は、いつも清潔な物を着用します。
- さ ぎょうふく した ・作業服の下に、ボタンのない T シャツなどを着用します。
- さ ぎょうふく ちゃくよう ・ポケットやボタンがなくて、袖に絞りがある作業服を着用します。
- ょご さぎょうふく せんたく だ き ばしょ お・汚れた作業服を洗濯に出すときは、決められた場所に置きます。
- さ ぎょうふく せいけつ さ ぎょうふく ・汚れた作業服と清潔な作業服が、さわらないようにします。

さ ぎょうぐつ ④作業靴

- さ ぎょうぐつ せんじょう せいけつ ・作業靴は、洗浄して、いつも清潔にしておきます。
- さ ぎょうじょう はい さ ぎょうぐつ は
- ・作業場に入るまえに、作業靴に履き替えます。
- ぉ せんく ひ ぉ せんく はい かなら き しょうどくえき つか せん・汚染区から非汚染区に入るときは、必 ず、決められた 消 毒液を使って、洗 じょうそう ち く ぎょうぐつ しょうどく せんじょう 浄装置で作業靴の消毒と洗浄をします。





(3) 作業服を着用する順序

いっぱんてき つぎ じゅんじょ ちゃくよう かがみ み かくにん ちゃくよう 一般的には次の順序で着用します。鏡を見て確認しながら着用します。

①ブラッシング



頭髪をよくブラッシングします。

②ヘアーネット



ヘアーネットをかぶります。

頭髪がヘアーネットの外に出ないようにします。

③帽子



帽子をきちんとかぶります

でぎょうふく ④作業服



さぎょうふく ちゃくょう 作業服を着用します。

ボタンやジッパーを、きちんと留めます。

(職場によっては、ボタンがある作業服もあります。)

かくにん (5)確認



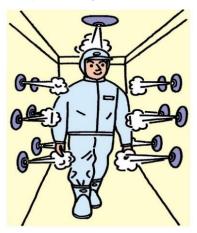
さいご ふくそう ただ かくにん 最後に、服装が正しいかどうか、確認します。

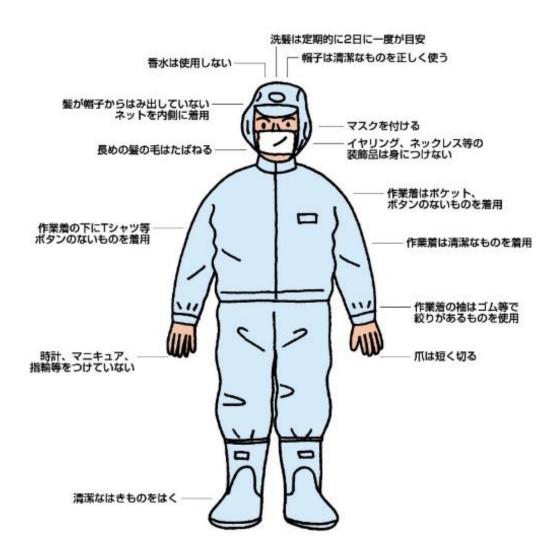
(4)作業場に入るまえに

^{ねんちゃく} <粘着ローラー>



<エアーシャワー>





第2章 一般衛生管理の基礎

で あら (5) 手洗いの方法

① 流 水で、汚れをよく落とします。



②洗剤をつけて、しわや爪の中までよく洗います。



▼_{りゅうすい} せんざい あら なが</sub> ③ 流 水で、洗剤をよく洗い流します。



④使い捨てペーパーかエアータオルで、水分を拭き取ります。





- t ぎょうじょう 2.作業場で
- ^{さぎょう} (Ⅰ)作業のまえに
- さぎょう かくにん
- はいちひょう み じぶん たんとう ばしょ かくにん・配置表を見て、自分の担当の場所を確認します。
- さぎょうてじゅんしょ み さぎょう ないよう かくにん
- ・作業手順書(マニュアル)を見て、作業の内容を確認します。
- ②器具・装置・機械などの使用前の確認
- ・器具・装置・機械などに、汚れや不備がないかなどを点検します。
- てんけんひょう てんけんひょう つか かくにん ・ 点検表があるときは、点検表を使って確認します。
- * ぐ そうち * かい せんじょう さっきん ③器具・装置・機械などの洗浄と殺菌
- せんじょうざい さっきんざい しょうほうほう のうど たし・洗浄剤や殺菌剤の使用方法や濃度を確かめます。
- せんじょう さっきん
 ・洗浄 や殺菌が終わったら、洗浄剤や殺菌剤が残らないように、流水でよく
 あら なが
 洗い流します。



さ ぎょうちゅう ちゅう い じ こう (2)作業中の注意事項

- いっぱんてき ちゅうい じこう
- ①一般的な注意事項
- ・作業の手順は、必ず守らなければなりません。
- ・確認のために、指差呼称(※)をします。
- * 共同でする作業は、連絡や合図を確実に行います。
- ・よそ覚をしてはいけません。
- ・ムダ話をしてはいけません。
- ・作業場の中で、走ってはいけません。
- ・危険な箇所が見つかったら、責任者にすぐに報告します。
- ほか ひと きけん さぎょう ・他の人が危険な作業をしているのを見たら、声をかけて注意します。
- せきにんしゃ こえ ・職場を離れるときは、責任者に声をかけてから離れます。

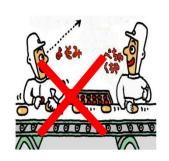


きけん ょぼう あんぜん かくにん もくてき おこな しんごう ひょうしき けいき さ 危険の予防や、安全の確認などの目的で行います。信号、標識、計器、作 めいしょう じょうたい こえ 業対象などを指で指しながら、その名称や状態を声に出して言います。



そう さ ②機械を操作するとき

- ・動いている機械には、絶対に手を入れてはいけません。
 - き かい うんてんほうほう
- ・機械の運転方法がわからないときは、操作をしてはいけません。
- ・機械の下は、絶対にくぐってはいけません。
- ・機械に異常を発見したときは、すぐに機械を止めて、責任者に報告します。
- ・停電で機械が止まったときは、電源のスイッチを切ります。





第2章 一般衛生管理の基礎

③製品を取り扱うとき

- ・加熱したものや、冷却したものを、長く室温で放置してはいけません。
- ・製品と原材料がさわらないように、それぞれ、決められた場所に置きます。
- せいひん いじょう はっけん せいぞう と せきにんしゃ ほうこく・製品に異常を発見したときは、すぐに製造ラインを止めて、責任者に報告 します。

えいせいじょう ちゅう い じ こう

④衛生上の注意事項

- ぉ せんく ひぉ せんく ・汚染区と非汚染区をはっきりと区別します。
- ・使用して汚れた器具などは、決められた場所に置きます。
- ・頭髪や鼻などに触れた手で作業をしてはいけません。
- ・トイレに行ったあとは、正しい方法で手を洗います。
- ・手を洗ったあとは、使い捨てペーパーかエアータオルを使います。作業服 などで手を拭いてはいけません。



第2章 一般衛生管理の基礎

(3)作業のあとで

- * で そうち きかい せんじょう ①器具・装置・機械などの洗浄
- ・作業で使った器具・装置・機械などは、必ずきれいに洗浄します。
- ・装置や機械は、洗浄するまえに、スイッチが確実に切れているか、指差呼 かくにん かくにん 称をして確認します。
- **・洗浄した器具などは、決められた場所に片付けます。

③その他

- ・シフトの交代がある作業場で、次のシフトの人に伝えたいことがあるとき は、責任者を通して連絡してもらいます。
- ・汚れた作業着は、必ず洗濯します。
- ・汚れた作業 靴は、洗浄して、よく乾燥させます。



3. その他

で エスかつどう (I) 5 S 活動

①整理 **S**eiri

ひつょう 必要なものは保管して、不要なものは捨てます。



②整頓 Seiton

がっょう 必要なものが取り出しやすいように、置く場所を決めて、いつも同じ場所に置 きます。

③清掃 Seisou

たぎょうじょう しゅうへん そう じ作業 場とその周辺を、きれいに掃除します。

④清潔 **S**eiketsu

せいり せいとん せいそう しょくば よご じょうたい たも 整理、整頓、清掃などによって、職場をいつも汚れがない状態に保ちます。

⑤習慣 Shuukan(※)

たよくば 職場のルールをいつも考えて行動することで、ルールに合った行動がいつで も自然にできるようにします。

※職場によっては、「習慣」の替わりに「しつけ」というところもあります。





(2) 異物混入の問題と管理

せいひん なか きんぞく 製品の中に、金属、ガラス、毛髪、虫などの異物が混入しないように、十 ぶん かんり かんり かん りません。製品の中の異物は、消費者の健康被害の原いん となるだけでなく、消費者に不安感や不快感を与えて、会社の信用を落としたり、損害賠償を求められたりします。

- ・異物混入で特に多いのは、毛髪と虫です。
- ・作業中に、自分が異物混入を起こさないように気をつけます。
- ・原材料を検査して、異物が入っていないかどうか、注意深く確かめます。
- ・作業を注意深く観察して、異物が入りそうなとき、または、異物が入って はつけん できょう と せきにんしゃ ほうこく はっけん できょう と せきにんしゃ ほうこく はっちん で 発見したときは、すぐに作業を止めて、責任者に報告します。
- ・製品の中に虫を入れないためには、外から作業場に虫を入れないとともに、 こうじょう なか むし はっせい 工場の中で虫を発生させないことが重要です。



第2章 一般衛生管理の基礎

いとてき しょくひん おせん ふせぐ (3) 意図的な食品汚染を防ぐ

しょくひんこうじょう はたら ひと いぶつ かがくぶっしつ せいひん なか いとてき こんにゅう食品工場で働く人が、異物や化学物質などを、製品の中に意図的に混入 しょくひん おせん させて、食品を汚染させることがあります。

この食品汚染を防ぐ方法(※)として最も重要なのは、働く人と責任者が、よい関係を作ることですが、その他にも次のような方法があります。
※この方法を「フードディフェンス」とも言います。

で ぎょうじょう で い きょくく ①作業場の出入りの記録

- きるくひょう つく さぎょうじょう はい で じこく きにゅう せきにん・記録表を作って、作業場に入るときと出るときに時刻を記入して、責任しゃ かくにん 者が確認します。
- ァイシー ・ICカードなどのIT技術を使った方法も増えています。

さぎょうふく へんこう

・作業で使わないものを作業場に持って入らないように、ポケットがない
できょうふく き
作業服を着ます。

③カメラの設置

- ・食品事故や労働災害が発生したときの調査のために、作業場や倉庫の出 ・食品事故や労働災害が発生したときの調査のために、作業場や倉庫の出 ・ です 大り口などにカメラを設置して、映像を記録します。
- ・消費者などからクレームがあったときに、働く人達の作業に問題がない ことを証明するためにも、映像の記録を使うことがあります。

(4) 薬剤の管理

・薬剤専用の保管庫を決めて、責任者だけが薬剤を出し入れするというルールにします。

(4)新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の予防

かんせんしょう 2020年から流行している新型コロナウイルス感染症の予防のために、次の ことに気をつけましょう。

しょくひんこうじょう

- ①食品工場で
- ・熱が出たときや、息をするのが苦しいときは、職場に行ってはいけません。
- ひと かんせん せきにんしゃ れんらく ・同じ家に住んでいる人が感染したことが分かったら、責任者に連絡します。 しょく ば い 職場に行ってはいけません。
- さぎょうじょう はい つうじょう てあら しょうどく ほか こうじょう しょくどう じ むしっ・作業場に入るときの通常の手洗いや消毒の他に、工場、食堂、事務室、 更衣室などの入り口でも消毒します。
- ・ドアノブなど、たくさんの人が触る場所を消毒します。
- いまくどう じょしつ こういしつ ていきてき くうき い か 食 堂、事務室、更衣室などは、定期的に空気を入れ換えます。

②普段の生活で

・次の「3つの密」にならないように、気をつけます。

「密閉」:窓やドアを閉めたままで、空気を入れ換えないこと。

「<u>密</u>集」:狭い場所に、多くの人が集まること。

やく メートル い ない 「密接」:近い距離(約2 m 以内)で話したり、運動したりすること。

- ・家に帰ったときや、食事のまえに、石けんで手を洗ったり、アルコールで しょうどく 消毒をしたりします。
- ・人が多いところでは、他の人のためにも、マスクをします。
- ・せきやくしゃみをするときは、マスク、ハンカチ、ティッシュペーパーなど くち はな ぉ で、ロと鼻を押さえます。

だいさんしょう せいぞうこうていかんり き そ 第3章 製造工程管理の基礎

げんざいりょう かんり **I.** 原材料の管理

あんぜん ひんしつ よ せいひん つく なをで品質の良い原材料を使うこ安全で品質の良い製品を作るためには、安全で品質の良い原材料を使うことが不可欠です。なぜなら、食品は、原材料の品質が、製品の品質に大きなえいきょう あた また とがそうこうてい はじ だんかい げんざいりょう かん まいきょう あた また そのために、製造工程の始めの段階の、原材料の管理は、たいへん重要です。

ばんざいりょう てきせつ かんり 原材料を適切に管理するためには、それぞれの原材料について、どのよう き がいよういん な 危害要因があるか、はっきりさせなければなりません。

(このことは、第4章「HACCPによる製造工程の衛生管理」で、詳しく紹介します)。

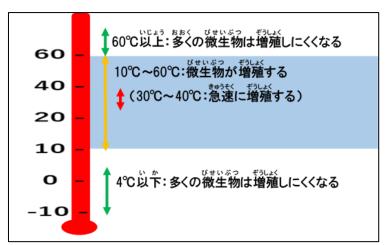
どの程度のリスクの大きさか。

うけい けんさ (2) 受入れ検査

また、原材料の受入れ検査の結果は、その後の製造工程でどのように対応するかを判断するための重要なデータになります。

- げんざいりょう し かかりひん ちゅうかんせいひん (3)原材料・仕掛品(中間製品)(※)の保管
- びせいぶつ ぞうしょく おんど

び せいぶつ ぞうしょく びせいぶつ そうしょく した ず おんど みっせつ かんけい 微生物の増殖は、下の図のように温度と密接な関係があります。



微生物は、10℃~60℃の温度のとき、最も増殖しますから、原材料や仕掛 ひん ちゅうかんせいひん おんど じゅうよう 品(中間製品)がこの温度にとどまる時間を、できるだけ短くすることが重要 です。そのためには、次のような方法があります。

- こうおん ・高温で保管する
- ・できるだけ速く冷却する
- れいぞう れいとう ・冷蔵や冷凍で保管する

※仕掛品:製造の途中で、まだ完成していないもの。

れいとう こ れいぞう こ かんり ②冷凍庫、冷蔵庫の管理

- しょくひんえいせいほう ほかんおんど きてい れいとうこ マイナス どいか れいぞうこ どいか ・食品衛生法の保管温度の規定は、冷凍庫が 15℃以下、冷蔵庫が10℃以下 しょくにく ぎょかいるい ほかんおんど きてい です。食肉、魚介類の保管温度の規定は、4℃以下です。
- れいとうこ れいぞうこ なか おんど ていきてき そくてい けっか きろく・冷凍庫、冷蔵庫の中の温度は、定期的に測定して、その結果を記録します。

せいぞうこうてい かんり ちゅうい じこう 2. 製造工程の管理と注意事項

か ねつこうてい (1) 加熱工程

ばとんどの微生物は、75℃、1分間の加熱で死にます。しかし、中には、芽 胞菌(※)のように、熱に強くて、100℃以上でも死なない微生物もいます。 かねつ おんど このため、加熱で微生物を殺すときは、加熱の温度と時間を適切に設定しなけ ればなりません。

が ほうきん が ほう ※芽胞菌:芽胞をつくる細菌

びせいぶつ ころ かねつおんど じかん れい <微生物を殺す加熱温度と時間の例>

ボツリヌス菌などの芽胞菌	すゅうしんおん ビ 中心温度 120℃	4分以上
ノロウイルス	中心温度 85℃~90℃	90秒以上
いっぱんてき しょくちゅうどくきん 一般的な食中毒菌	中心温度 75℃	コ分以上

れいきゃくこうてい (2)冷却工程

び せいぶつ ぞうしょく ぼう し 加熱しても生き残った微生物の増殖を防止するためには、増殖しにくい温 おも れいきゃくほうほう はや れいきゃく 度まで、できるだけ速く冷却することが必要です。主な冷却方法には、「風を ゅっというほう 当てて冷やす方法」や「冷水で冷やす方法」などがあります。

とうけつこうてい (3) 凍結工程(※)

かた だんりょく しょっかん ふうみ とうけつ 食品がゆっくり凍結すると、硬さや弾力などの食感や風味などが変化して、 しょくひん ひんしつ れっか とうけつ おんど 食品の品質が劣化します。これを防ぐためには、凍結の温度をできるだけ低 たん じ かん きゅうそく とうけつ きゅうそく とうけつ 温にして、短時間で急速に凍結させます。また、急速な凍結のためには、凍 しょくひん おんど 結するまえの食品の温度を、できるだけ低くしておくことが重要です。 ** 「凍結」は、「冷凍」と同じ意味です。

37

(4) 包装工程

まんぞくけんしゅっき エックスせん いぶっけんしゅっき き げんひょう じ かんり 包装工程では、①金属検出器、② X 線異物検出器、③期限表示の管理が 重要です。

きんぞくけんしゅつき

エックスせん い ぶつけんしゅつ き ② X 線異物検出器

では、原材料の受入れ管理や製造工程でも、使うようになりました。また、
世いひん すうりょう ぶそく けいじょう ふりょうひん
製品の数量不足や、形状不良品のチェックなどにも使われています。

きげんひょうじ 割期限表示

まスが多いのは日付管理です。出荷した製品を回収しなければならないとき、その原因で最も多いのは、消費期限や賞味期限などの期限表示のミスです。日付管理ミスの原因の多くは、勘違いなどのケアレスミスです。ケアレスミスをしないために、例えば、次のような工夫が考えられます。

- ・その日の消費期限、賞味期限、ロットナンバーなどを包装ラインに掲示する しっさい いんじ ほうそう き と きろく のこ
- ・実際に印字した包装フィルムなどを切り取って、記録として残しておく

- (1)製品の微生物検査
- ① 微生物検査を自主的に行う場合の一般的な検査項目は、次の通りです。
- いっぱんせいきんすう・一般生菌数
 - だいちょうきん
- ・大腸菌
- だいちょうきんぐん・大腸菌群
- ひつょう おう けんさ こうもく つぎ とお ②必要に応じて検査する項目は、次の通りです。
- _{おうしょく} ・黄色ブドウ球菌
- ・サルモネラ属菌
- ・カンピロバクター属菌

(2) 製品の保管管理

せいひん さきいれさきだし さき せいそう せいひん さき しゅっか かこな ()製品は、先入先出(先に製造した製品から先に出荷すること)を行います。せいそう じゅん おく さき しゅっか そうこ ふる せいひん のこ 製造した順に送り先に出荷することで、倉庫に古い製品が残りません。

ではいひん ほかんおんど いっぱんてき きじゅん つぎ とお ②製品の保管温度の一般的な基準は、次の通りです。

れいとうこ マイナス どぃゕ ・冷凍庫: - 15℃以下

れいぞうこ どいか・冷蔵庫:10℃以下

(3) 保管サンプルの管理

- ・製品を出荷したあとで、クレームなどが発生した場合に備えて、製造した
 せいひん なか いってい わりあい ほかん
 製品の中から、一定の割合で、保管サンプルを抽出して保管します。
- ・保管サンプルは、製造日ごとにまとめて保管することが望ましいです。

(4)輸送するときの温度の管理

- ・製品を輸送するときに温度が変化すると、製品の品質が劣化しますから、輸養があるとがではなりません。
- ・冷凍車や冷蔵車には、輸送中の庫内の温度を記録する装置があります。こ で、定期的に温度を確認します。

- 4. アレルギー食品の管理
- (I) 管理の対象となるアレルギー食品

アレルギーの発症件数が特に多い食品や、非常に重い症状になるおそれのある7種類の食品は、食品表示法に基づいて、「特定原材料」として製品で表示する義務があります。

とくていげんざいりょう くら はっしょうけんすう すく おも しょうじょう すく また、特定原材料と比べて発症件数が少なく、重い症状になることの少な しゅるい しょくひん ひょうじ のぞ い21種類の食品も、表示することが望ましいものとして指定されています。

とくていげんざいりょう ひょう じ ぎ む しょくひん 《特定原材料として表示する義務がある食品》

①えび、②かに、③小麦、④そば、⑤卵、⑥乳、⑦落花生(ピーナッツ)

♥ 表示することが望ましい食品≫

①アーモンド、②あわび、③いか、④いくら、⑤オレンジ、⑥カシューナッツ、⑦キウイフルーツ、⑧牛肉、⑨くるみ、⑩ごま、⑪さけ、⑫さば、⑬大豆、⑭鶏肉、⑮バナナ、⑯豚肉、⑰まつたけ、⑱もも、⑲やまいも、⑳りんご、⑵ゼラチン

(2) 交差汚染の防止

①原材料の区分と保管

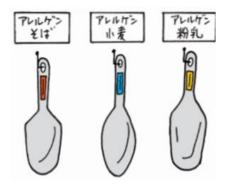
- しょくひん ふく げんざいりょう ふく げんざいりょう くぶん ほかん・アレルギー食品を含む原材料は、含まない原材料と区分して保管します。 とくていげんざいりょう ほか げんざいりょう うえ かさ お
- ・特定原材料は、他の原材料などの上に重ねて置いてはいけません。
- ・開封済みの原材料は、中身がこぼれて混入する可能性があるので、特に注 ・開封済みの原材料は、中身がこぼれて混入する可能性があるので、特に注 い ひっょう 意が必要です。

②器具の使い分け

- ・製造ラインでは、アレルギー食品を含む原材料と含まない原材料で、容器や器具など使い分けて、交差汚染を防ぎます。
- ・容器や器具を色分けしたり、マークをつけたりします。

③製造ラインの洗浄

- ・アレルギー食品を含む製品と含まない製品を、同じラインで製造することがあります。アレルギー食品を含む原材料を使ったあとは、ラインにアレルギー食品が残らないように、しっかり洗浄します。
- とくていげんざいりょう ふく せいひん いちにち お せいぞう ・特定原材料を含む製品は一日の終わりに製造するなど、工夫をすることがのぞ 望ましいです。



「アレルギー食品」を「アレルゲン」とも言います。

*<ざい かんり 5. 薬剤の管理

しょくひん なか せんじょうざい さっきんざい やくざい あやま こんにゅう じこ いとてき 食品の中に、洗浄剤や殺菌剤などの薬剤が誤って混入する事故や、意図的に混入される事件が起こることがあります。これを防止するためには、薬剤の使い方や保管を適切にすることが重要です。

(Ⅰ)専用の保管場所

**(ざい てきせつ ほかん 薬剤を適切に保管するためには、作業場とは別の場所に、薬剤専用の保管 はしょ つく ひつよう しょうじょう ひっよう りょう も だけを持ち出します。使わない薬剤を作業場に放置してはいけません。

(2) 入 出 庫台 帳 の 記録

(3)容器の工夫

薬剤を間違えないように、薬剤の容器には、必ず、薬剤名や使用方法などを書きます。また、容器に薬剤のラベルを貼ったり、薬剤ごとに別の色の容器使ったりすると、ミスをさらに防止することができます。



だいよんしょう ハサップ せいぞうこうてい えいせいかんり 第4章 HACCPによる製造工程の衛生管理

I. HACCPとは

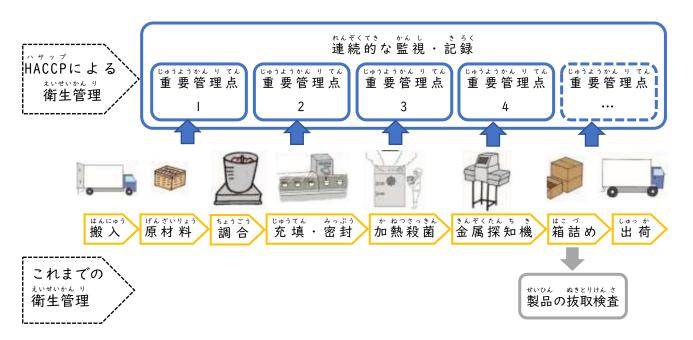
HACCP (ハサップ) とは、<u>H</u>azard <u>A</u>nalysis <u>C</u>ritical <u>C</u>ontrol <u>P</u>ointの略語

で、製品を安全に製造するための衛生管理手法です。

「HA」 = $\underline{\underline{H}}$ azard $\underline{\underline{A}}$ nalysisとは、「危害要因分析」のことで、何が危害要因になるのか、分析して明らかにします。また「CCP」= $\underline{\underline{C}}$ ritical $\underline{\underline{C}}$ ontrol $\underline{\underline{P}}$ ointとは、製造工程の中でミスできない「重要管理点」のことです。

このHACCPの手法を使って、原材料の受入れから製品の出荷まで、それぞれの工程で、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測します。そして、意がいます。とくとはあります。などの危害を防止するために、特に重要な工程を監視(モニタリング)して記録します。

この手法は、これまでの製品の抜取検査に比べて、安全性に問題がある製品 の出荷を、より効果的に防止できます。



3つの危害要因

ハサップ たいしょう けんこう きがいよういん つぎ みっ HACCPが対象とする健康危害要因には次の3つがあります。

- せいぶつてき きがいよういん
- ゆうがい さいきん
 ちょうかんしゅっけっせいだいちょうきんオーいちごーなな

 ・有害な細菌 腸管出血性大腸菌0-157

 おうしょく
 きゅうきん

 黄色ブドウ球菌

カンピロバクター属菌 など

- ・ノロウイルス など
- かがくてききがいよういん
 ②化学的危害要因
- げんざいりょう はい のうゃく こうせいぶっしつ ・原材料に入っていた農薬や抗生物質 など
- さぎょうじょう つか せんじょうざい さっきんざい ・作業場で使う洗浄剤や殺菌剤 など
- ③物理的危害要因
- ・ケガの原因になる異物(危険異物)

A HACCPの 7 つの原則
A HACCPには、「7 つの原則」があります。

ばんそく きがいよういんぶんせき 《原則Ⅰ》 危害要因分析(HA)

危害要因分析(HA)は、重要管理点(CCP)を決めるために必要です。はじめに、原材料と製造工程から考えられる危害要因をリストアップします。次に、その危害要因がどれぐらい重要か、どのように管理して危害を防ぐかを決めます。

ばんそく じゅうようかん り てん けってい 《原則 2 》 重要管理点 (CCP) の決定

をがいよういん かんり たく じゅうよう こうてい じゅうようかんりてん き 書 要因を管理するために特に重要な工程を重要管理点(CCP)に決めます。 じゅうようかんりてん しょうひしゃ しょくちゅうどく など けんこうしょうがい お 重要管理点は、消費者に食中毒やケガ等の健康障害が起こらないように、 きがいよういん すく たゅうよう こうてい たゅうようかんりてん きがい 危害要因を少なくするための重要な工程です。また、重要管理点は、危害のはっせい ふせ さいご こうてい 発生を防ぐための、最後の工程になります。

たと かねつさっきんこうてい きんぞくけんしゅつき エックスせんけんしゅつき 例えば、加熱殺菌工程や金属検出器、 X 線検出器などです。

ばんそく かんり きじゅん せってい 《原則3》 管理基準 (CL) の設定

せいぞうこうてい しょくひん あんぜん はんだん せいぞうこうてい しょくひん あんぜん はんだん 製造工程で食品が安全だと判断するための数値などの基準を、管理基準 (Critical Limit) として設定します。

♥ 原則4≫ 監視(モニタリング)方法の設定

重要管理点(CCP)が適切に管理されているかどうかを監視(モニタリング)

「はうほう せってい
する方法を設定します。モニタリングと記録が、連続的に、または、適切な頻
度でできる方法を設定します。

第4章 HACCPによる製造工程の衛生管理

ばんそく ≪原則5≫ 修正措置の設定

モニタリングの結果、管理基準が守られていないことがわかったときに、 でのような手順で正しい状態に戻すか、また、そのときに製造した製品をど のように処置するかなどを、事前に決めておきます。

ばんそく けんしょうほうほう せってい 《原則6》 検証方法の設定

ハサップ けいかく じっし てきせつ かくにん ほうほう き HACCPの計画や実施が、適切かどうかを確認する方法を決めます。

モニタリングや修正をした内容などを記録して、それを保管します。記録を保管する管理責任者、保管期間、保管場所をはっきり決めておくことが必要です。

さぎょうげんば ハサップ じっせん 4. 作業現場でのHACCPの実践

(1) 重要管理点の確認

《原則2》の「重要管理点の決定」で決めた工程は、特にしっかり管理しなければならないポイントです。

しぶん たんとう せいぞうこうてい なか 自分の担当する製造工程の中で、どこが重要管理点か、必ず確認します。 でぎょうちゅう じゅうようかんり てん いじょう はっけん そして、もし、作業中に重要管理点で異常を発見したら、すぐに管理者に報告します。

く代表的な重要管理点の例>

かねつさっきんこうてい

しょくひん そんざい びせいぶっ へ 食品に存在する微生物を減らします。あらかじめ設定した消費期限や賞味 きげん ほしょう 期限を保証するために、とても重要な工程です。

きんぞくけんしゅつき エックスせん いぶつけんしゅつき ②金属検出器、 X 線異物検出器

(2)管理基準の設定値の確認

だいひょうてき れい <代表的な例>

かねつさっきんこうてい かんり きじゅん
①加熱殺菌工程の管理基準

例えば、「温度が80℃~90℃の範囲になったあと、5分間以上、その温度を保持する」というように設定します。

きんぞくたんち き かんり きじゅん ②金属探知器の管理基準

ステンレスや鉄で、検知して排除しなければならない大きさを設定します。

(3) 重要管理点の監視(モニタリング)

ばんそく 《原則 4 》の「監視(モニタリング)」は、管理基準が守られていることをかくにん でしょう じゅうよう ぎょうむ 確認するために、非常に重要な業務です。連続的に、または、決められた頻度で、管理基準が守られているかどうか、重要管理点(CCP)をチェックして、 なくにん 確認します。

モニタリングでは、どの担当者が、何を、どのような頻度で、どのようにチェックするかを、しっかりと決めておきます。

(4) モニタリング結果の記録と保管

ばんそく きろく ほかん ハサップ とりく しょうこ のこ ひじょう 《原則7》の「記録と保管」は、HACCPの取組みの証拠を残すために、非常 に重要な業務です。

きるく しょくひん あんぜんせい もんだい お 記録は、食品の安全性に問題が起こったとき、問題になった食品をさがし もんだい げんいん かんが たり、問題の原因を考えたりするための重要な情報になります。

まるく か 記録を書くときは、ルールに従って正確に書かなければなりません。 だい しょう ろうどうあんぜんえいせい 第5章 労働安全衛生

ろうどうあんぜんえいせいほう

はたら ひとたち あんぜん けんこう まも 働く人達の安全と健康を守るために、「労働安全衛生法」があります。

働く入廷の女主と健康を守るために、「労働女主衛生法」があります。

いんしょくりょうひんせいぞうぎょう なか さぎょうじょう
飲食料品製造業の中には、いろいろな作業場がありますが、どんな作業

飲食料品製造業の中には、いろいろな作業場かありますが、とんな作業 はたら ひとたち しぎょうしゃ ほうりつ あまま でも、「働く人達」と「事業者」は、この法律にもとづいて、次のことに ままままでも、「からればなりません。

(I) **働く人達**

(2)事業者

できょうじょう あんぜんかん りしゃ えいせいかんりしゃ せきにんしゃ き はたら 作業場ごとに「安全管理者」や「衛生管理者」などの責任者を決めて、働 ひとたち あんぜん けんこう まも く人達の安全と健康を守ります。

(Ⅰ) 正しい服装

を全のためには、正しい服装で作業をしなければなりません。第2章と重なるところもありますが、もう一度、確認しましょう。

- ・作業をするときは、定められた安全な服装(作業服)を着用します。
- *がそで さぎょうふく そでぐち・長袖の作業服は、袖口をしぼります。
- ・上着の裾は、ズボンの中に入れます。
- ・刃物やドライバーなどを、ポケットに入れて作業してはいけません。
- ・タオルなどを首に巻いてはいけません。
- ・ネクタイなどは、機械に巻き込まれる危険があるので、着用してはいけません。

(2) 保護具

ほごぐ ほごぼう 保護具には、保護帽(ヘルメット)、耳栓、安全靴などがあります。

- ・着用のまえに、保護具が古くないか、傷がないか、確認します。
- ・保護帽(ヘルメット)のあごひもは、ゆるみがないように、調整します。
- ・化学物質や薬剤を使用するときは、防護眼鏡や手袋を着用します。



3. 作業手順

正しい作業手順は、よい製品を作るためだけではなく、働く人達が危険を さいで、安全に作業するためにもたいへん重要です。いつも、決められた作業手順を守って作業しなければなりません。

さぎょうてじゅん かくにん

- ・はじめに、「作業手順書」をよく読みます。「作業手順書」には、作業のではかん きけん さぎょう さ ほうほう か チ順だけでなく、危険な作業を避ける方法が書いてあります。
- ・作業のときは、決められた作業手順をきちんと守ります。それ以外の方法で作業をしてはいけません。
- ・作業手順がわからないときは、そのままにしてはいけません。責任者に必 ず質問して、十分に理解します。

あんぜん さぎょう (2)安全な作業のために

- ・安全な作業のために、しなければいけないことは何か、また、してはいけないことは何か、よく理解します。
- ・非常スイッチがどこにあるか、どのように操作するか、確認します。



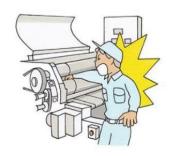
4. 労働災害

(Ⅰ)経験と労働災害の関係

さぎょうじょう さまざま きけん 作業場には様々な危険がありますが、特に、経験が少なくて、作業に慣れ でいない人達は、危険になかなか気がつきません。そのため、長く働いてい る人よりも、労働災害が起こりやすいです。

けいけん すく ひとたち つぎ ろうどうさいがい お おお じゅん 経験が少ない人達には、次のような労働災害が起こっています。(多い順)

①「はさまれ・巻き込まれ」



②「転倒」



③「切れ(切り傷)・こすれ(擦り傷)」



(2) その他の主な労働災害

^{ほか おも ろうどうさいがい} その他の主な労働災害には、次のようなものがあります。

④熱中症

気温や湿度が高いところで作業を続けたとき、体温が上がって、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節がうまくできなくなったりして、体にさまざまな不調が起こること



ょうつうしょう ⑤腰痛症

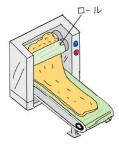
重いものを持ち上げたり、同じ姿勢で長い時間作業を続けたりしたとき、 せなか こし ほね きんにく いじょう お 背中や腰の、骨や筋肉に異常が起こって、腰に強い痛みが起こること



- st 3うどうさいがい ぼうし 5. 主な労働災害の防止
- (1)「はさまれ・巻き込まれ」の防止
- せいそう ちょうせい しゅうり ちゅうい ()清掃、調整、修理のときの注意

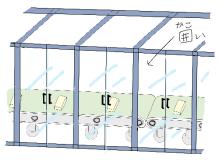
はさまれ・巻き込まれの災害は、ベルトコンベアやロールが動いているときに起こります。清掃、調整、修理などをするときは、必ず機械を止めてから行います。





- ②機械を止めているときの注意
- ・「修理中」などの標識を、よく見えるところに置きます。
- ・機械を動かすスイッチの鍵は、機械から外して、別のところに保管します。
- 3囲い、安全装置の点検

まんぜん かこ あんぜんそうち もんだい はたら てんけん せいび 安全のための囲いや安全装置が、問題なく働くかどうか、点検や整備のと かくにん きに確認します。



(2)「転倒」の防止

てんとう げんいん かんが さいがい ょぼう 「転倒」の原因を考えて、災害を予防しましょう。

- ①床が濡れていると、足が滑って、転倒しやすくなります。
- →床が濡れていたら、きちんと拭き取ります。清掃中は、床が濡れているので、特に注意が必要です。
- ②床に不要なものがあると、足が当たったりして、転倒しやすくなります。
 →「整理」「整頓」をして、不要なものを床に置かないようにします。
- ③ものを持って移動するとき、足元が見えないと、転倒しやすくなります。
 →足元に気をつけて、急がないでゆっくり運びます。
- ④大きいものや重いものを運ぶとき、バランスを崩して、転倒しやすくなります。
- →大きいものや重いものを運ぶときは、台車を使います。
- →台車が使えないときは、二人で持ったり、何回かに分けて運んだりします。
- ⑤暗いところでは、床や通路のまわりなどがよく見えないために、転倒しやすくなります。
- っう ろ じゅうぶん あか しょうめい き ぐ かくにん →通路などが 十 分に明るいかどうか、 照 明器具などを確認します。



- (3)「切れ・こすれ」の防止
- かこうきかいしょぶ

食品を加工する機械の刃部などで、たいへん重い災害が多く発生しています。機械の点検、掃除、修理をするときは、機械を停止して、完全に止まっていることを確認してから作業します。

②包丁

- さぎょうちゅう ほうちょう お かた お ばじょ あんぜん かくにん・作業中の包丁は、置き方や置き場所の安全を確認します。
- ・使い終わった包丁は、5 S(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)を徹底して、 きちんと片づけます。



tan tan flus a t if i (4)「熱中症」の予防

- ①熱中症の予防
- ・睡眠不足や食生活の乱れなどが原因の、体調の変化に気をつけます。
- ・作業者や下着は、通気性・吸湿性があって、速乾性の素材のものを着ます。

 **point() すいぶん ほきゅう おこな
- ・休憩と水分補給をこまめに行います。
- ひと ねっちゅうしょう しょうじょう で き くば ・まわりの人に熱中症の症状が出ていないかにも、気を配りましょう。

ねっちゅうしょう しょうじょう

- ②熱中症の症状
- * 頭痛 (頭が痛い)
- ・めまい (首がまわる)、立ちくらみ
- ・嘔吐、吐き気 (気持ちが悪い)
- ・手足がしびれる
- ・足などの筋肉がつる(こむら返り)
- * 倦怠感(だるい)
- **だつかん * で ・虚脱感(やる気が出ない)
- ・いつもと様子が違う



- *** ねっちゅうしょう しょうじょう
 ③重い熱中症の症状
- ・目の前が白くなって、何もわからなくなって、倒れる
- ・意識がない
- ・話しかけたときに、返事がおかしい
- 体がけいれんしている
- ねっちゅうしょう しょうじょう たいおう ④熱中症の症状への対応
- **; はしょ いどう・涼しい場所へ移動させます。
- ・衣服をゆるめて、体を冷やします。特に、首のまわり、脇の下、足の付け 根を冷やします。
- ・自力で飲めないときや、意識がないときは、すぐに救急車を呼びます。

- (5)「腰痛症」の予防
- い物を取り扱うときの姿勢や動作
- ** to からだ ・重い物に体をできるだけ近づけて、重心を低くします。
- ・呼吸を整えて、おなかに力を入れて取り扱うようにします。

^も 【持ち上げるとき】

- ・はじめに、片足を少し前に出して、膝を曲げます。
- ・さいごに、膝を伸ばして立ち上がります。

ぃどう 【移動するとき】

- ・移動する距離を、できるだけ短くします。
- st to to かいだん のぼ * ・重い物を持ったまま、階段を昇ったり降りたりしないようにします。





- ②腰痛症を予防するための体操
- ょうつう ょぼう ・腰痛を予防するために、ストレッチが中心の体操をします。



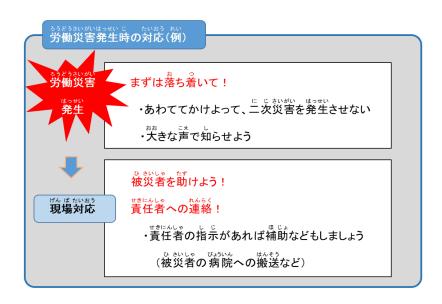
り じょう じ たい 6 、異常事態

音やにおいなど、機械の状態がいつもと違っていること(異常事態)に気がついたら、責任者など、まわりの人にすぐに知らせます。

く異常事態の例>



- 7. 労働災害や異常事態への対応
- るうどうさいがい いじょう じ たい じ ぶん み (I) 労働災害や異常事態を自分が見つけたとき
- ①はじめに、落ち着いて、何が起こっているかを、すばやく確認します。
- ②次に、まわりにいる責任者や同僚に、大きな声で知らせます。
- ③必要なときは、非常停止ボタンで機械を止めます。
- せきにんしゃ し じ き ひと きょうりょく てきせつ しょち と ④責任者の指示を聞いて、まわりの人と協力して適切な処置を取ります。
- ⑤一人で勝手に行動してはいけません。



(2)訓練

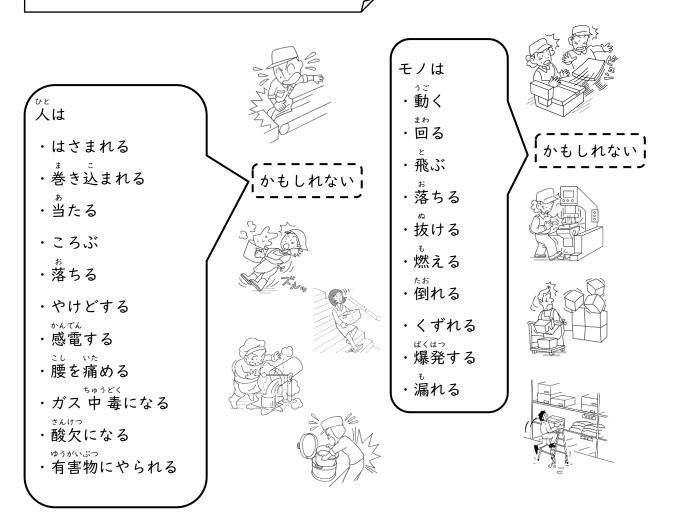
労働災害や異常事態が発生する可能性は、ゼロにすることはできません。 しぶん いじょうじたい み 自分が異常事態を見つけたら何をするか、また、労働災害が発生したと連絡 を受けたら何をするかなど、日頃から何度も訓練を繰り返して、準備しておく ことが必要です。

8.「かもしれない」という意識

作業するときは、いつも、頭の中で、「かもしれない」と考えましょう。

* けん かのうせい
危険の可能性について、「起こるかもしれない」と考えることで、危険を意識
しながら作業することができます。

「かもしれない」意識で作業 をしましょう!



で エスかつどう あんぜん 9.5 S活動と安全

第2章の5.(I)で紹介した「5 S活動」は、衛生管理のためだけではなる まんぜん さぎょう しゅうよう しゅうよう く、安全に作業 するためにも 重要です。ここでは、5 S活動と労働安全との 対人にん 関係について確認しましょう。

- ①整理 Seiri:必要なものは保管して、不要なものを捨てる。
- で ぎょうこうりつ てんとう き けん へ →作業効率があがって、転倒などの危険が減ります。
- ②整頓 Seiton:必要なものが取り出しやすいように、置く場所を決めておく。

 ⇒ で ちっか げんいん

 → 器具の落下などが原因のケガを防ぐことができます。
- また。 せいそう しゅうへん しゅうへん そう じ る清掃 Seisou:作業場とその周辺を、いつもきれいに掃除する。
- きかい きのう いじ てんとう きけん へ →機械などの機能が維持されて、転倒などの危険が減ります。
- ④清潔 Seiketsu:整理、整頓、清掃などによって、汚れがない状態を保つ。
 はたら ひと かんせんしょう びょうき
 →働く人が感染症などの病気になるのを防ぎます。
- ⑤習慣 Shuukan:いつでも職場のルールを守って行動できるようにする。

 〈 かえ かんぜん えいせいてき こうどう しぜん
 →繰り返すことで、安全で衛生的な行動が自然にできるようになります。

<おわりに>

がくしゅうょう しょくひん きぎょう しょくひん きぎょうだんたい がくしきけいけんしゃ きょうりょくこの学習用テキストは、食品企業、食品企業団体、学識経験者のご協力 え いっぱんざいだんほうじんしょくひんさんぎょう がいこくじん かた りかいを得て、一般財団法人食品産業センターが、外国人の方が理解しやすいよう さくせい にまとめて作成しました。

でくせい きょうりょく みなさま あらた おんれいもう あ テキストの作成にご協力くださった皆様に、改めて御礼申し上げます。 さくせい きょうりょく

まも さんこうぶんけん 主な参考文献

いっぱんざいだんほうじんしょくひんさんぎょう

・一般財団法人食品産業センター

ハサップ き ばんきょうか えいせい ひんしつかん り じっせん 「HACCP基盤 強 化のための衛生・品質管理実践マニュアル」

こうせいろうどうしょうほか・厚生労働省他

せいぞうぎょう む み じゅくれんろうどうしゃ たい あんぜんかんり 「製造業向け 未熟練労働者に対する安全管理マニュアル」

ちゅうい じこう < 注 意事項>

ちょさくけん

・著作権について

いんしょくりょうひんせいぞうぎょうぎ のうそくてい し けんがくしゅうよう 「飲食料品製造業技能測定試験学習用テキスト」の著作権は、一般財団法 しんしょくひんさんぎょう い か とう き ぞく 人食品産業センター (以下、「当センター」という。) に帰属します。

・リンクについて

リンクを行う場合の許可や連絡は必要ありませんが、リンクを設定すると しいっぱんざいだんほうじんしょくひんさんぎょう きは、「一般財団法人食品産業センターホームページ」へのリンクであること がいじ を明示してください。

・出典の記載について

このテキストの内容を利用する場合には、出典を記載してください。また、ないよう へんしゅう かこうとう して利用する場合には、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。また、編集・加工したとは記録を、あたかも当センターが作成したかのような態様で公表・利用しないでください。

・免責について

当センターは、利用者がこのテキストの内容を用いて行う一切の行為(このテキストの内容を編集・加工等した情報の利用を含む。)について、何ら責任を負いません。またこのテキストの内容は、予告なく変更、移転、削除等がおこながあります。